読書でキラリ・明るく元気な子どもたち

行田市子ども読書活動推進計画

（第4次）（案）



令和９年３月

行田市教育委員会

行田市子ども読書活動推進計画（第４次）目次

第１章　計画の概要 1
　１　計画策定の趣旨・経緯 1
　　（１）　国の動向 1
　　（２）　埼玉県の動向 2
　　（３）　行田市の策定経緯 2
　２　計画の基本目標 2
　３　計画の位置づけ 3
第２章　前計画の取組結果（これまでの取組及び課題） 4
　１　キラキラした瞳の子どもたちを育てます。 4
　２　輝く元気な園児たちを育てます。 6
　３　読書活動で明るく元気な児童･生徒を育てます。 7
　４　子どもの個性にあった読書活動を応援します。 9
　５　図書館は個性豊かな子どもたちの読書活動を応援します。 10
　６　地域社会全体で子どもたちの読書活動を推進します。 13
第３章　子ども読書活動推進のための基本的方針 14
　１　キラキラした瞳の子どもたちを育てます。 14
　２　輝く元気な園児たちを育てます。 14
　３　読書活動で明るく元気な児童･生徒を育てます。 14
　４　子どもの個性にあった読書活動を応援します。 14
第４章　子ども読書活動推進のための方向性と取組方策 15
　１　キラキラした瞳の子どもたちを育てます。 15
　２　輝く元気な園児たちを育てます。 18
　３　読書活動で明るく元気な児童･生徒を育てます。 19
　４　子どもの個性にあった読書活動を応援します。 21
資　　料 22
　１　学校図書館蔵書数の達成率 22
　２　図書館の蔵書数及び貸出状況（令和７年度） 22
　３　子どもの読書活動の推進に関する法律（平成１３年法律第１５４号） 23
　４　行田市子ども読書活動推進計画（第４次）策定委員会設置要綱 25
　５　行田市子ども読書活動推進計画（第４次）策定委員名簿 26
　６　行田市子ども読書活動推進計画（第４次）策定経緯 27
別冊　行田市子ども読書活動推進計画（第４次）におけるアンケート調査の内容及び集計結果

用語の定義

本計画では、「図書館」と「学校図書館」を次のように定義しています。

図　書　館…「図書館」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）に基づき設置された「行田市立図書館」を指しており、「図書館」と表記しています。

学校図書館…「学校図書館」とは、学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第２条に基づき、各学校（小学校、中学校、高等学校等）に設置されている図書館を指しており、「学校図書館」と表記しています。

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨・経緯

行田市教育委員会では、『読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである（「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念）』に基づき、国、県の動向を踏まえ、平成１９年３月に「行田市子ども読書活動推進計画」、平成２６年３月に「行田市子ども読書活動推進計画（第２次）」、令和２年３月に「行田市子ども読書活動推進計画（第３次）」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

しかし、近年、インターネットや情報メディアの発展に加え、スマートフォンの急速な普及とそれを活用した SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の広がりにより、子どもを取り巻く情報環境は大きく変化しています。一方で、生活の多忙さや趣味・関心の多様化などの影響もあり、子どもの年齢が上がるにつれて読書の時間が減少してきていることが課題となっています。

こうした状況の中、子どもたちが自主的に読書を行い、読書を楽しむ習慣を身に付けることは重要です。この読書習慣を形成することが、子どもたちが生涯を通じて本に親しむ礎となり、健全な成長を促進するとともに、「生き抜く力」を育むことにつながります。

そこで、今後の約５年間を見据え、「行田市子ども読書活動推進計画（第４次）」を策定します。本計画では、子どもたちが本に親しむ環境を整え、読書活動を推進するための施策の方向性を示しています。家庭、学校、地域が連携し、読書の魅力を伝え、未来を担う子どもたちの豊かな心を育む取組を進めてまいります。

（１）　国の動向

- 平成 13 年 12 月「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布、施行
- 平成 14 年　８月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定
- 平成 20 年　３月　第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定
- 平成 25 年　５月　第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定
- 平成 30 年　４月　第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定
- 令和　５年　３月　第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定

【同計画の基本的方針】

①　不読率の低減
②　多様な子どもたちの読書機会の確保
③　デジタル社会に対応した読書環境の整備
④　子どもの視点に立った読書活動の推進

（２）　埼玉県の動向

- 平成１６年　３月　　「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定
- 平成２１年　３月　　「埼玉県子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定
- 平成２６年　７月　　「埼玉県子供読書活動推進計画（第三次）」を策定
- 平成３１年　３月　　「埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）」を策定
- 令和　６年　７月　　「埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）」を策定

【同計画の基本的方針】

不読率の低減

（取組の視点）

①　多様な子供たちの読書機会の確保
②　デジタル社会に対応した読書環境の整備
③　子供の視点に立った読書活動の推進
④　地域と連携した読書活動の拡大

（３）　行田市の策定経緯

- 平成１９年　３月　　「行田市子ども読書活動推進計画」を策定
- 平成２６年　３月　　「行田市子ども読書活動推進計画（第２次）」を策定
- 令和　２年　３月　　「行田市子ども読書活動推進計画（第３次）」を策定

２　計画の基本目標

この計画は、前計画に引き続き具体的な施策を通じて、次の基本目標の実現に努めていきます。

読書でキラリ・明るく元気な子どもたち

- すべての子どもたちに良い本を
- すべての子どもたちに読書の機会を
- すべての子どもたちに良い読書環境を

３　計画の位置づけ

この計画は、「行田市基本構想・実施計画」及び「第３次行田市教育大綱」を上位計画とし、次のような位置づけで取り組みます。

① 計画の対象・・・ おおむね１８歳以下の子どもを対象とします。

② 実践の主体・・・ 家庭・地域、幼稚園・保育園・認定こども園、学校、行田市立図書館（以下「図書館」という。）をはじめとする関係行政機関、民間団体等です。

③ 計 画 期 間・・・ おおむね５か年とします。なお、国、県の動向及び社会状況の変化に応じて、見直しを検討します。

第２章　前計画の取組結果（これまでの取組及び課題）

１　キラキラした瞳の子どもたちを育てます。
【家庭・地域における読書活動の推進】

*これまでの取組及び課題

（１）家庭における読書活動の推進

○　ブックスタート事業の実施とマタニティ向けブックリストの配布

赤ちゃんと保護者が絵本を通して、暖かく楽しいひと時を過ごすことで、健やかに育まれることを目的とした「ブックスタート」を平成１５年度から実施しています。ＮＰＯ団体との連携により事業を進め、赤ちゃんと保護者の絵本との出会いが広がりました。

令和３年度からは、母子健康手帳の交付時に、マタニティ向けのおすすめ本やCDのリストを配布する事業を開始しました。これにより、誕生前から本に親しむ環境を整えることができました。参加者が減少傾向にあるため、事業の情報を広く発信していくことが重要となっています。

ブックスタート参加者数

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
参加者数	232 組	136 組	117 組	150 組	128 組

※2 か月～1 歳児を対象に実施

○　おすすめ本の紹介

赤ちゃん向けから青少年（ヤングアダルト）向けまで、年齢に応じたブックリストや毎月テーマに沿った「キッズ・リーディング・アシスタントだより」(★1) を作成し、配布しました。ホームページからのダウンロードも可能にし、保護者が手軽に入手できるようにしました。

○　「家読（うちどく）」の推奨と読書手帳の活用

「家読（うちどく）」とは、家庭で親子が一緒に本を読み、読書を通じて対話やふれあいを楽しむ活動であり、「ブックスタート」での読み聞かせの実践を入口に親子の絆を深めるきっかけとなっています。今後も「家読（うちどく）」を推奨していきます。

セカンドブック事業は令和２年度で終了しましたが、読書手帳を図書館のイベントと連携し読書への興味や達成感を高め、読書習慣を育んでいきます。

★1　「キッズ・リーディング・アシスタントだより」とは、図書館職員が、子どもたちに読んでほしい本を毎月ホームページや館内で紹介するお知らせのことです。

○　おはなし会、映画会などへの参加

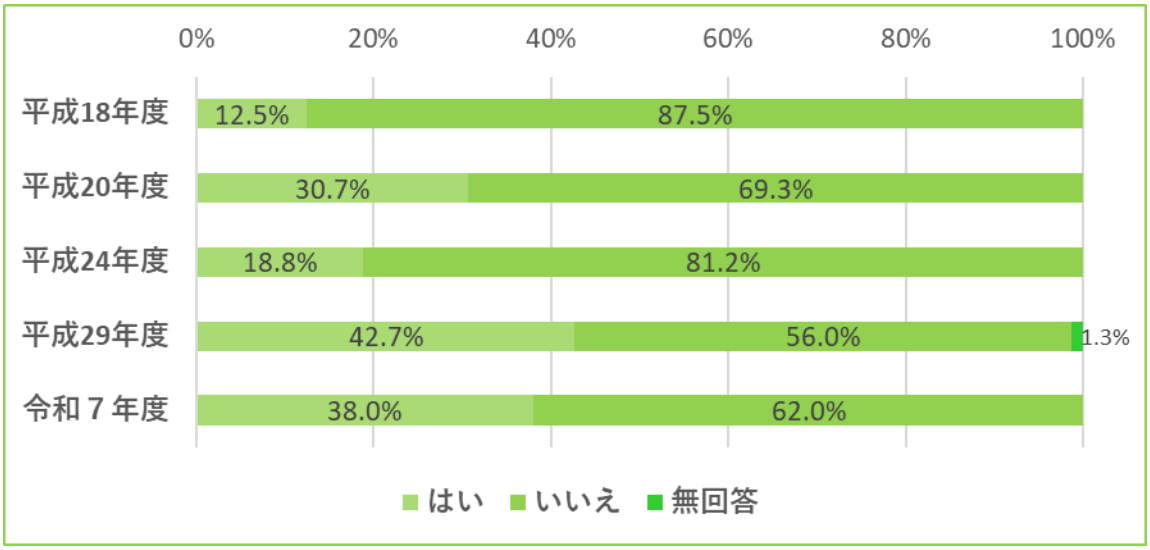
子どもが保護者と一緒に読書の楽しみを知ってもらう事業として、読み聞かせボランティア団体などによる「おはなし会」、英語でのお話や手あそびなどを行う「英語であそぼう」、「子ども映画会」、そして季節に合わせたおはなし会や映画会などを開催しました。

しかし、おはなし会の参加率については、低い傾向にあるため、今後も様々な機会を捉えて広報活動を強化していく必要があります。

おはなし会参加者数

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
開催回数	98 回	119 回	121 回	118 回	121 回
参加者数	919 人	1,300 人	1,768 人	1,653 人	1,444 人

図書館や書店で行っているおはなし会に参加したことがありますか？



※「行田市子ども読書活動推進計画」アンケート調査結果より
(1)一般家庭アンケート調査結果　問 10

（２）地域における読書活動の推進

○　地域公民館の配本サービスと団体貸出の利用促進

令和３年度から市内１６地域公民館で、図書館の本の貸出・返却ができるようになり、図書館の利用が身近になりました。

また、公民館や学童保育室などの団体貸出が促進されました。

○　読み聞かせボランティアの育成について

新たなボランティアの確保とスキルアップを目指し、読み聞かせボランティア養成講座を開催しました。

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
開催回数	３回	５回	５回	５回	５回
参加者数	14 人	39 人	53 人	39 人	44 人

２　輝く元気な園児たちを育てます。

【幼稚園・保育園等の読書活動の推進】

*これまでの取組及び課題

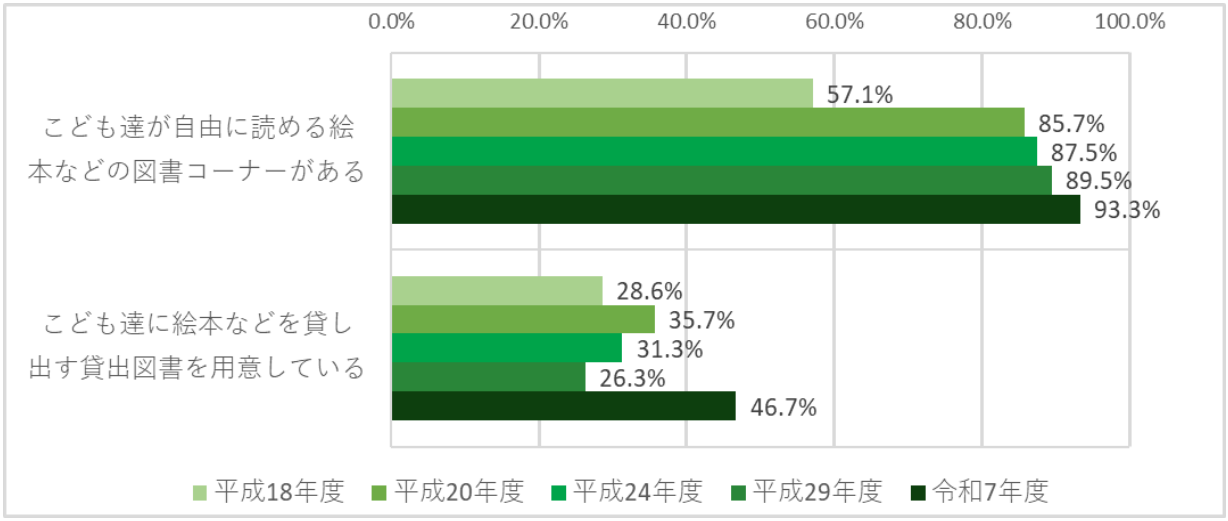
○　図書館の絵本や紙芝居の団体貸出の利用

幼稚園や保育園では、子どもに興味のある絵本などをそろえ、本に触れ、親しめる環境の整備を図るとともに、図書館の団体貸出の利用もしています。

また、令和４年度から市立保育園へ団体貸出の積極運用を行い、読書環境の向上が図られました。引き続き、推進していきます。

団体貸出利用数

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用回数	22 回	46 回	53 回	46 回	51 回
貸出冊数	400 冊	1,378 冊	1,933 冊	1,920 冊	1,927 冊



※「行田市子ども読書活動推進計画」アンケート調査結果より
⑵保育園・幼稚園・認定こども園アンケート調査結果　問１

○　図書館での読み聞かせボランティア研修への参加

幼稚園・保育園では、絵本や読み聞かせについての研修や勉強会を行っています。

今後も、図書館で開催している読み聞かせボランティア養成講座や、埼玉県などで実施する研修について情報提供を行っていきます。

○　保護者への啓発と情報発信

幼稚園・保育園では、読書月間を設け、本の貸出など、親子読書の促進に努めています。今後も、「子ども読書の日」や「読書週間」などの時期に併せ、保護者に対して子どもの読書活動の意義や重要性について啓発することが必要です。

３　読書活動で明るく元気な児童･生徒を育てます。

【小学校・中学校の読書活動の推進】

*これまでの取組及び課題

○　学校の特色ある取組と読書習慣の定着

各学校では、「読書マラソン」(★2)、「読書の木」(★3)、「本の福袋」(★4) などを実施し、多くの本を読んだ児童・生徒を表彰するなど読書習慣を身につけるための取組をしています。

しかし、学習指導要領の改訂による教科や授業時間の増加に対応するため、これまで行っていた「朝読書」の時間の確保が困難になっているという声もあります。

○　学校図書館・図書館の活用及び児童・生徒の主体的な読書機会の創出

図書館の司書資格を持つ職員を学校図書館に派遣する、「行田市学校図書館支援員派遣事業」を行っています。市内学校からの要請により、「ＰＯＰ (★5) 作り」、「ぎょうだ電子図書館 (★6) の利用方法」や「ブックトーク」(★7) など授業連携を行っています。

また、学校によっては図書委員が図書館に出向き、選書した本を各教室に移動図書館として設置する取組を行い、利用率の向上が図られた事例がありました。

学校図書館支援員派遣事業

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
派遣校数	４校	８校	９校	８校	５校
派遣日数	88 日	88 日	78 日	26 日	10 日
派遣延べ人数	289 人	292 人	221 人	63 人	22 人

○　学校図書館の利用促進

学校図書館の活用方法は、個々の読書活動の他、調べる学習などの授業で使用しています。様々な教科の授業に対応できるような学校図書館の環境整備をはじめ、学校図書館を活用した授業の好事例を紹介するなど、授業で学校図書館を効果的に使えるようにすることが必要です。

○　学校と家庭の連携

これまでの活動では家庭での取組が十分に浸透しないという課題がありました。

今後は、「ノーテレビ」「ノーゲーム」と合わせた「家読（うちどく）」を推奨し、親子のふれあいや対話を深める取組を行っていきます。

○　学校図書活動推進教員の派遣

全ての学校に学校図書活動推進教員の派遣を行っています。

しかし、スキルの課題や研修の必要性が指摘されています。

○　図書館の団体貸出・学校図書館の蔵書の充実

図書館では、学校から団体貸出の依頼を受け実施しています。

また、学校図書館の図書基準は、全体では達成しています。しかし、蔵書全てが真に使える本であるのか確認を要します。今後、情報が古くなった本、汚破損が酷く読めない本は除籍し、新しい情報が記載された本を新たに購入することを促すことが必要です。

図書基準の達成率

年　度	令和６年度	参考（全国：令和元年度）
小学校	１０２.２％	71.2％
中学校	１０３.３％	61.1％

○　児童・生徒の状況・特性を踏まえた読書活動

児童・生徒一人ひとりの状況や特性（発達段階、興味関心、障がいの有無など）を踏まえた読書活動の推進が意識され始めています。

特別支援からの取組を行い、支援学級の生徒の読書量が増えた事例があります。

○　読書行事へのボランティアの参加

各学校では、地域ボランティアの協力による学校図書館の読み聞かせなどが行われているところがあります。

しかし、ボランティアの確保や実施体制など、学校間による差も見られます。

★２　「読書マラソン」とは、年間や一定期間での読書目標を設定し、達成に向けて楽しみながら読書することで、自主的な読書活動を促します。

★３　「読書の木」とは、大きな「木（幹）」の絵を壁や掲示板に貼り、子どもたちが本を読むたびに葉・りんご・花びらなどの形をした紙に感想や題名を書いて貼り付け、みんなで木を育てていくように表現する活動です。

★４　「本の福袋」とは、中身の分からない本を貸し出すことで、普段読まないジャンルへの興味・関心を広げるきっかけとなる活動です。

★５　「ＰＯＰ」とは、もともと「Point of Purchase advertising（購買時点広告）」の略で、店舗での販売促進ツールを指す言葉ですが、図書館ではおすすめの本を紹介するメッセージカードとして広く活用されています。

★６　「ぎょうだ電子図書館」とは、インターネットを通じて電子書籍を読むことができる非来館型のサービスです。

★７　「ブックトーク」とは、テーマを設けて複数の本を連続して紹介し、子どもたちの読書意欲を高めることを目的とした活動です。

４　子どもの個性にあった読書活動を応援します。

【特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進】

*これまでの取組及び課題

（１）図書館での取組

○　各種絵本の充実

子どもが読書を楽しむことができるよう、各種絵本などの充実に努めました。

・大型絵本　　１４４冊（令和８年４月１日現在）
・大活字絵本　　２３冊（令和８年４月１日現在）
・さわる絵本　　４７冊（令和８年４月１日現在）

（さわる絵本には、点字表記のある本、布の絵本を含む）

また、令和３年度からぎょうだ電子図書館の利用を開始し、耳で聞く作品も整備しています。

○　りんごの棚（★8）の設置

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが読書の喜びや楽しみを体験できるよう、令和２年１月に「りんごの棚」を設置しました。

○　県立図書館等との連携

県立図書館や国立国会図書館との連携が図られ、障がいのある子どもの読書活動支援に関する情報交換や協力体制が構築され始めています。

○　バリアフリー映画会

音声ガイドと字幕がついた「バリアフリー映画会」を開催し、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に映画を楽しめる機会が提供されています。

○　様々な団体の利用

放課後等デイサービス事業所等、様々な団体に利用され、障がいのある子どもの読書支援が進められました。

○　日本語を母国語としない子どもへの読書支援

英語を中心とした外国語資料の購入が進められ、日本語を母国語としない子どもやその家族が、自身の母語で読書できる機会が増えています。

★８　読書に困難のある子どもを主な対象として、点字図書・大活字本・LL ブック・録音図書など、様々な形態のバリアフリー図書や読書支援ツールを一か所に集めた図書館のコーナーのことです。

５　図書館は個性豊かな子どもたちの読書活動を応援します。

【図書館における読書活動の推進】

*これまでの取組及び課題

（１）図書館資料の整備・充実

蔵書計画により、計画的に図書を購入し、児童書の充実を図ってきました。

青少年（ヤングアダルト）向けの資料コーナーの整備も進められ、幅広い年齢層の子どもたちのニーズに対応する取組を行っています。

児童書冊数　　（年度末）（冊）

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
児童書冊数	71,179	72,888	73,230	74,155	73,925

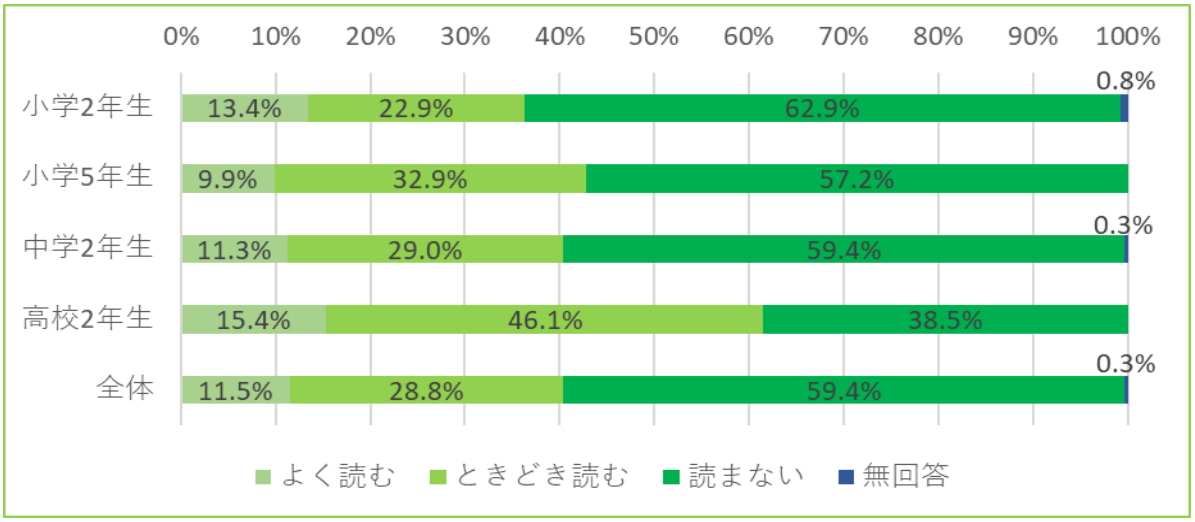
○　外国語資料の収集・英語であそぼう

英語をはじめとした外国語資料の蔵書は、整備が進められています。英語でのお話や手あそびなどを行う「英語であそぼう」を毎月１回行っています。

○　ぎょうだ電子図書館

令和３年度からぎょうだ電子図書館の利用を開始し、どこでも読書を楽しめる環境を整えることで、読書体験の向上を図りました。

あなたは電子書籍（スマートフォンやタブレット型端末、パソコンなどを使う読書）を読みますか？



※「行田市子ども読書活動推進計画」アンケート調査結果より
(4) 小学生・中学生・高校生対象アンケート調査結果　問６　令和７年度調査

○　図書館司書の資質向上

図書館司書は、県立図書館やその他の機関が実施する各種研修会に参加し、専門的知識や技術の習得と資質の向上に努めています。

○　子育て家庭のサポート

幼い子ども連れの保護者が周囲に気兼ねなく図書館を利用できるよう、「赤ちゃんタイム」を実施しています。

○　多様な子どもたちに対する資料の整備・提供

障がいのある子も読書が楽しめるよう、大型絵本、大活字本（★9）、ＬＬブック（★10）、さわる絵本（点字表記のある本、布の絵本を含む）の充実に努めました。

また、令和３年度からぎょうだ電子図書館の利用を開始し、耳で聞く作品も整備しています。

（２）学校及び他の機関との連携

学校、幼稚園、保育園などへの団体貸出の拡充により、各施設で子どもたちが身近に本に触れる機会が増加し、読書環境の整備が進んでいます。

また、図書館の司書資格を持つ職員を学校図書館に派遣する「行田市学校図書館支援員派遣事業」を行っています。市内学校からの要請により、「ＰＯＰ作り」、「ぎょうだ電子図書館の利用方法」や「ブックトーク」など授業連携を行っています。

○　図書館見学、職場体験の積極的な受入れ

子どもたちの図書館見学や職場体験を積極的に受け入れることで、子どもたちが図書館に親しみを感じ、読書活動への関心を高める機会を提供しています。

小・中学生の総合学習等の受入れ

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人数	215 人	97 人	149 人	136 人	159 人

中学生の体験学習（職場体験）の受入れ

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
校数	０校	２校	４校	４校	５校
人数	０人	８人	11 人	12 人	17 人

○　移動図書館の蔵書数拡充と有効活用

移動図書館は、図書館から遠方の市内８校の小学校で実施しています。児童の学習利用に貢献し、活字離れを防ぎ読書意欲を高めています。また、夏季休暇期間中は、学童保育室や地域公民館でも実施しています。移動図書館の蔵書は、利用件数が多いことから劣化が早く、汚破損の本が多くなっているため、計画的な購入を実施し、充実を図っています。

移動図書館の状況

年　　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
蔵書数	18,335 冊	18,781 冊	18,498 冊	18,749 冊	18,614 冊
貸出冊数	14,772 冊	18,902 冊	15,964 冊	14,075 冊	16,444 冊

○　図書館を使った調べる学習コンクール

子どもたちが「調べる力」を通して、考える力、生きる力、そして情報を活用する力を育むことを目指して、「行田市図書館を使った調べる学習コンクール」を市内小学校と連携して実施しました。本市の優良賞受賞作品を（公財）図書館振興財団主催の「図書館を使った調べる学習コンクール」に推薦しました。

（3）ボランティアの養成と活用

「読み聞かせボランティア養成講座」を開催し、スキルアップや実践力の向上を図っています。希望者には、読み聞かせボランティア団体に加入していただき、地域や学校での活動に取り組んでもらうよう働きかけています。

また、ボランティア団体に図書館でのおはなし会を定期開催していただくなど、活動の場を積極的に提供しています。

（4）啓発と広報の推進

○　機会を捉えての啓発活動

読書活動の意義や重要性を啓発するため、子ども読書の日や秋の読書週間といった機会を捉え、特別映画会などを開催し、図書館への来館機会を創出しています。今後は、読書手帳を活用した読書習慣の定着を図るなど、図書館への来館を促す動機付けをさらに進める必要があります。また、毎月のイベントの周知については、ホームページや行田市 LINE の配信など、さまざまな媒体や機会を通じて各種事業への参加を促しています。

○　親子で楽しめるイベントの実施

「こども司書チャレンジ」(★11) や「図書館まつり」など、子ども自身が主体的に参加できる企画や、親子で楽しめるイベントを多数開催しています。

年齢や季節に応じたおはなし会、映画会、講座なども実施し、子どもたちが図書館に来て本と出合うための多様なきっかけを創出しています。

○　ブックリスト等の作成・配布

図書館では、年齢に応じたブックリストや毎月テーマに沿った「キッズ・リーディング・アシスタントだより」を作成し、配布しました。ホームページからのダウンロードも可能にし、保護者が手軽に入手できるようにしました。

★９　「大活字本」とは、視力が弱い方や高齢者など、通常の本の文字が読みづらい方のために、文字サイズ・行間・書体などを読みやすく調整して組み直した本のことです。

★１０　「ＬＬブック（エルエルブック）」とは、知的障がいのある方や日本語を母語としない方など、読むことが苦手な方が読書を楽しめるよう、言葉・文章・デザインを工夫して作られた本です。

★１１　「こども司書チャレンジ」 とは、主に夏休み期間中に図書館が開催する子ども向け体験イベントで、児童が実際の司書（図書館員）の仕事に挑戦し、図書館の仕組みや業務を学ぶプログラムです。

６　地域社会全体で子どもたちの読書活動を推進します。
【子どもが読書に親しむための推進体制の整備】

*これまでの取組及び課題

○　団体貸出の充実と学校との連携強化

学校等への団体貸出で読書機会を確保し、多様なニーズへの資料提供を行いました。また、行田市学校図書館支援員派遣事業を通じて図書館司書と学校関係者の交流が図られました。

○　地域や学校の読み聞かせボランティアの活動支援

図書館は、読み聞かせを希望する学校にボランティア団体を紹介したり、地域や学校で読み聞かせを行うボランティアを養成する「ボランティア養成講座」を開催したりするなど、子どもの読書活動推進のための事業を実施しています。

○　学童保育室、地域公民館との連携

夏休み期間中、学童保育室や地域公民館にて「緑陰図書館」を開催し、読み聞かせや本の貸出を行うことで、子どもたちの読書活動に貢献しました。

子どもたちの居住地に近い地域公民館でも配本サービスが利用できるようにすることで、気軽に読書をすることができています。

第３章　子ども読書活動推進のための基本的方針

本市の未来を担う子どもたちの読書活動の充実に努めるため、次に掲げる４つの基本方針に基づき、読書活動の推進に取り組みます。

また、全ての方針に子どもの視点に立った読書活動の推進の考え方を取り入れると共に、デジタル社会に対応した読書環境の整備を推進します。

１　キラキラした瞳の子どもたちを育てます。

家庭・地域における読書活動の推進

家庭・地域・民間団体等が相互に連携協力し、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど、子どもも保護者も本が好きになり、読書をする習慣がつくようなきっかけを作ります。

２　輝く元気な園児たちを育てます。

幼稚園・保育園・認定こども園等の読書活動の推進

子どもたちが絵本や物語等に親しみ、想像したり表現したりすることを楽しむことができるよう、読書活動への環境づくりに努めます。

３　読書活動で明るく元気な児童･生徒を育てます。

児童･生徒の読書活動の推進

児童・生徒の読書に親しむ態度を養い、自主的・自発的に読書活動することができる環境づくりに努めます。

４　子どもの個性にあった読書活動を応援します。

図書館における多様な子どもたちの読書機会の確保

障がいの状態や、日本語を母国語としないなどの理由により読み書きに困難がある子どもなど、一人ひとりの特性を考慮した、きめ細やかな支援に努めます。

第４章　子ども読書活動推進のための方向性と取組方策

１　キラキラした瞳の子どもたちを育てます。

家庭・地域における読書活動の推進

（1）　家庭における読書活動の推進

①　乳幼児期からの読書支援

「ブックスタート事業」やマタニティ向けブックリストの配布を継続し、家庭で絵本に親しみ、赤ちゃんと保護者の絆を深める環境を整備します。

②　家庭での読み聞かせの促進

ボランティア団体と連携したおはなし会を継続実施し、家庭での読み聞かせの意義を啓発。おすすめ本の紹介を通じて、読み聞かせの習慣化を促します。

③　家族での読書習慣の奨励

秋の読書週間に合わせ、「ノーテレビ」「ノーゲーム」と組み合わせた「家読（うちどく）」を実施します。読書手帳を活用しながら家族みんなで読書に親しみ、感想を共有する取組を呼びかけるとともに、大人が積極的に読書を楽しむ姿を子どもに見せることの大切さも伝えていきます。

（2）　地域における読書活動の推進

①　地域施設での読書環境整備

公民館や学童保育室などが図書館の団体貸出を利用し、子どもたちの身近に本がある環境を整備します。

②　地域住民の読書活動への参加促進

読み聞かせや学校図書館でのボランティア活動への地域住民の参加を促します。

（3）　図書館機能の整備・充実

①　子ども向けサービスの強化

蔵書配置や展示を工夫し、ニーズに応じた資料の充実、こどものゾーンや青少年（ヤングアダルト）向け資料の整備で、子どもの図書館利用を促進します。

②　国際化対応

英語を中心とした外国語資料の収集と継続的な英語おはなし会を実施し、国際化に対応します。

③　幅広い年齢層を対象とした図書館利用促進

幅広い年齢層の子どもたちが図書館へ足を運ぶきっかけとなるよう、学習席の整備を進めるとともに、子どもが司書の仕事を体験する「こども司書チャレンジ」や親子で参加できる「図書館まつり」、年齢や季節に応じたおはなし会・映画会・講座などを開催します。また、これらのイベントの積極的な周知にも取り組み、図書館で本と出合うきっかけを創出します。

④　デジタルサービスの活用

図書館内 OPAC（★12）、WebOPAC（★12）、Ｍｙ本棚（★13）、読書手帳を活用し、子どもが主体的に本を選び、読書活動を推進できるようにします。

また、中高生の学習や調査研究に役立てるため、館内 Wi-Fi の利用について周知します。

⑤　専門人材の育成

司書資格を持つ職員の資質向上のため、各種研修受講を推奨し、専門知識・技能の習得を図ります。

⑥　子育て世代への配慮

子育て中の利用者サポート知識を学び、幼い子ども連れの親子が気兼ねなく過ごせる「赤ちゃんタイム」を実施します。

（4）　ボランティアの養成と活用

①　読み聞かせボランティアの養成

本への興味・関心を高めるため、読み聞かせボランティア養成講座を開催し、新たな人材の確保と技術向上を図ります。

②　ボランティア活動の支援

養成講座参加者への活動情報提供や、読み聞かせを希望する学校とボランティア団体との橋渡しを行います。また、地域や学校の読み聞かせボランティアの活動状況を把握し、読書活動推進の取組を支援します。

（5）　読書活動の啓発と広報

①　記念日を活用した啓発活動

「子ども読書の日」や「彩の国教育の日」に合わせ、おはなし会などの行事を開催し、読書活動の意義・重要性について広く啓発・広報活動を行います。

② 多角的な情報発信

図書館ウェブサイトの子ども向けページの充実や行田市 LINE を活用したイベント周知など、図書館から積極的な情報発信に努めます。

③ ブックリストの作成・配布

年齢に応じたブックリストを作成し、図書館での配布に加え、ホームページからもダウンロードできるようにすることで、保護者が手軽に入手できる環境を整えます。これにより、図書館の利用促進と家庭における読書習慣の定着を図ります。

https://www.lib-gyoda-saitama.jp/kids/osusume/

★１２ OPAC、WebOPAC

「OPAC（オパック）」とは、利用者に供されるオンライン蔵書目録のことです。図書館資料の書誌情報や所蔵情報を電子化し、コンピューター上で検索できるようになっています。インターネットで図書館外からアクセスし利用できる OPAC を「WebOPAC（ウェブオパック）」といいます。

★１３ 「Ｍｙ本棚」とは、読み終わった本やこれから読みたい本などを図書館情報システム上に記録しておける機能です。



OPAC

２　輝く元気な園児たちを育てます。

幼稚園・保育園・認定こども園等の読書活動の推進

① 団体貸出の推進
　図書館の絵本や紙芝居の団体貸出をさらに促進し、子どもたちが本に触れる機会を増やします。

② 読み聞かせスキルの向上支援
　幼稚園、保育園や認定こども園等の教諭や保育士が行う読み聞かせについて、県や市などが実施するスキルアップ講座への参加を促し、読み聞かせの質の向上を図ります。

③ 保護者への情報提供
　保護者へ読書活動に関する情報を積極的に発信し、おはなし会や講座等への参加を促します。

④ 出張おはなし会の実施
　保育園等への出張おはなし会を積極的に推進します。



出張おはなし会

３　読書活動で明るく元気な児童･生徒を育てます。

児童・生徒の読書活動の推進

（1）学校における読書活動の推進

①　特色ある読書活動

地域ボランティアによる読み聞かせ、読書マラソン、本のＰＯＰ作り、多読賞、おはなし給食（★14）など、各学校の特色ある取組を通じて、児童・生徒が様々な本に触れる機会を創出し、読書への関心と意欲を高めます。

②　学校図書館・図書館の活用

総合的な学習や調べ学習において、児童・生徒が主体的に本と触れ合う機会を創出するため、学校図書館や図書館を積極的に活用します。さらに、図書委員会活動やぎょうだ電子図書館の利用を通じて、子どもたちの読書への選択肢を広げます。

③　学校図書館の環境整備と利用促進

学校図書館担当教員（司書教諭を含む）や地域ボランティアと連携し、館内展示の工夫や本の内容紹介などにより、児童・生徒が気軽に読書に親しめる学校図書館の整備と利用促進を図ります。

④　蔵書の充実と身近な読書環境づくり

児童・生徒の多様な興味・関心に応えるため、学校図書館の蔵書の管理・充実に努めます。また、図書館の団体貸出や学級文庫の設置などにより、魅力ある本が身近にある環境づくりを進めます。

⑤　学校図書活動推進教員による支援

学校図書館の「読書・学習・情報センター」としての機能強化を図るため、学校図書活動推進教員を派遣し、学校図書館の活用方法や読書活動の推進について指導・支援します。

⑥　家読（うちどく）の推進

読書の楽しみや意義を家庭に広めるため、秋の「読書週間」に「ノーテレビ」「ノーゲーム」と合わせた「家読（うちどく）」の期間を設け、積極的に推進していきます。

⑦　学校図書館担当教員等の資質向上研修

学校図書館担当教員（司書教諭を含む）や学校図書活動推進教員などの資質向上のための研修を実施します。

⑧　ユニバーサルデザインに対応した学校図書館の環境整備

児童・生徒の状況や特性を踏まえ、ユニバーサルデザインの視点に応じた学校図書館の環境と資料の整備・充実を進めます。

（2）学校と図書館・地域との連携

①　図書館司書による学校訪問

図書館司書が学校を訪問し、読み聞かせやブックトーク、図書館の利用方法の説明などを行い、学校図書館や図書館の利用促進を図ります。

②　公民館との連携

生涯学習の拠点施設である公民館と連携し、夏休み期間中に「緑陰図書館」を開催することで、地域の子どもたちの読書環境の充実を図ります。

③　移動図書館の充実と活用

移動図書館の蔵書拡充と有効活用を図ります。

④　図書館ネットワークとの連携

国立国会図書館国際子ども図書館（★15）、県立図書館、他の公共図書館などとの連携を図り、相互貸借や情報収集などを行い、効果的な読書活動を推進します。

⑤　図書館見学や職場体験の積極的な受入れ

子どもたちが図書館に親しみを持ち、読書に関心を持つよう、図書館見学や図書館の仕事を体験する職場体験を積極的に受け入れます。

⑥　調べる学習コンクールの活用

子どもの読書活動と調べ学習を推進するため、継続して「行田市図書館を使った調べる学習コンクール」を行います。



移動図書館車（よしきり号）

★１４　「おはなし給食」とは、給食センターと連携し、本に登場する料理を給食として再現・提供する取組です。

★１５　「国立国会図書館国際子ども図書館」は、国立国会図書館の支部図書し館とて、児童書を専門に扱う図書館サービスを提供しています。平成 12 年に、日本初の児童書専門の国立図書館として設立されました。

４　子どもの個性にあった読書活動を応援します。

図書館における多様な子どもたちの読書機会の確保

① 多様な資料の収集と読書環境の整備

活字による読書に障がいのある子どもや、日本語を母国語としないなど活字資料をそのままでは利用しにくい子どもたちのために、大活字本、さわる絵本、布絵本、点字絵本、LL ブックなどの多様な資料の収集に努めます。また、子ども向けのデイジー図書（★16）を収集し、マルチメディアデイジー（★17）を利用できる環境の整備を進めます。

② 多様な子どもたちへの読書体験の提供

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが読書の喜びや楽しみを体験できるよう、「りんごの棚」の充実を図り、音声ガイドと字幕付きの「バリアフリー映画会」を開催します。

③ 関係機関との連携

県立図書館や社会福祉協議会、特別支援学校などと連携を図り、各種サービスの紹介や相互貸借、情報交換、団体貸出を通じて、障がいのある子どもたちの読書活動を支援します。

④ 外国語資料の充実と読書活動の支援

英語を中心とした外国語資料の購入による蔵書の充実を図るとともに、県立図書館などの相互貸借サービスも活用し、日本語を母国語としない子どもやその家族の読書活動を積極的に支援していきます。

⑤ 電子図書館の利用促進

多様な子どもたちの読書活動を推進するため、「ぎょうだ電子図書館」では、音声読み上げ機能や文字サイズ・表示の調整機能に対応した電子書籍、および外国語の電子書籍の提供を拡充し、その利用促進を図ります。



りんごの棚（図書館）

★１６　「デイジー図書」とは、「Digital Accessible Information System」の略称で、視覚障がいや学習障がいなど、活字を読むことが困難な方のために開発されたデジタル録音図書の国際標準規格です。カセットテープに代わるものとして開発されました。

★１７　「マルチメディアデイジー」とは、音声・テキスト（文字）・画像を同期して再生できる、誰もが利用しやすいデジタル図書の国際規格です。音声が読み上げられると同時に、対応する文字がハイライト表示され、画像も一緒に表示されるため、「聴きながら読む」 ことができます。

資　料

1　学校図書館蔵書数の達成率

区 分	令和６年度	参考（全国：令和元年度）
小学校	１０２.２％	71.2％
中学校	１０３.３％	61.1％

学校図書館蔵書数の達成率の計算式（基本）
達成率（％）＝ 実蔵書数 ÷ 標準冊数 × 100
・小学校の標準冊数（学級数別）
3～6 学級3,000 ＋ 520×（学級数－2）
7～12 学級 5,080 ＋ 480×（学級数－6）
13～18 学級 7,960 ＋ 400×（学級数－12）
19～30 学級 10,360 ＋ 200×（学級数－18）
・中学校の標準冊数（学級数別）
3～6 学級4,800 ＋ 640×（学級数－2）
7～12 学級 7,360 ＋ 560×（学級数－6）
13～18 学級 10,720 ＋ 480×（学級数－12）

2　図書館の蔵書数及び貸出状況（令和７年度）

（１）蔵書数　　（冊）

	本館						移動図書館			合計
分類	一般書	児童書	郷土資料	参考資料	森尾文庫	小計	一般書	児童書	小計	
０総記	6,888	1,206	1,198	992	70	10,354	1	173	174	10,528
１哲学	9,376	752	207	136	151	10,622	5	288	293	10,915
２歴史	18,889	3,251	3,358	976	94	26,568	◆30	946	976	27,544
３社会科学	38,672	4,107	4,195	1,195	60	48,229	30	496	526	48,755
４自然科学	17,516	6,191	408	935	1	25,051	22	1,859	1,881	26,932
５技術	22,504	2,412	473	305	0	25,694	41	558	599	26,293
６産業	8,326	1,493	438	307	2	10,566	31	427	458	11,024
７芸術	20,230	3,102	698	464	6	24,500	189	1,359	1,548	26,048
８言語	3,385	1,153	16	695	0	5,249	8	252	260	5,509
９文学	55,476	24,194	1,117	363	30	81,180	96	9,456	9,552	90,732
Ｅ絵本	0	24,638	0	0	0	24,638	0	2,317	2,317	26,955
Ｋ紙芝居	0	1,430	0	0	0	1,430	0	0	0	1,430
合　計	201,262	73,929	12,108	6,368	414	294,081	453	18,131	18,584	312,665

◆一般書のうち１冊は郷土資料

（２）貸出状況　　（冊）

分類	本館	移動図書館	合計
一般書	146,446	296	146,742
児童書	106,724	16,148	122,872
郷土資料	215	0	215
参考資料	596	0	596
森尾文庫	0	0	0
計	253,981	16,444	270,425

３　子どもの読書活動の推進に関する法律（平成１３年法律第１５４号）

（目的）

第一条　この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条　父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条　政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

３　前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）

を策定するよう努めなければならない。

２　市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条　国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

２　子ども読書の日は、四月二十三日とする。

３　国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条　国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

４　行田市子ども読書活動推進計画（第４次）策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　子どもの読書活動の推進に関する法律（平成１３年法律第１５４号）第９条第２項の規定に基づき子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するため、行田市子ども読書活動推進計画（第４次）策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

⑴　行田市子ども読書活動推進計画（第３次）の評価に関すること。

⑵　行田市子ども読書活動推進計画（第４次）の策定に関すること。

⑶　その他行田市子ども読書活動推進計画（第４次）に関し必要なこと。

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる者をもって組織し、行田市教育委員会教育長が任命し、又は委嘱する。

⑴　健康福祉部福祉課障がい福祉担当主幹

⑵　健康福祉部子ども未来課子ども・子育て担当主幹

⑶　学校教育部教育指導課指導担当主幹

⑷　生涯学習部生涯学習課生涯学習担当主幹

⑸　行田市立図書館館長

⑹　行田市教育研究会図書館部会部長及び副部長

⑺　公募の市民

（任期）

第４条　委員の任期は、任命又は委嘱の日から行田市子ども読書活動推進計画（第４次）の策定が完了する日までとする。

２　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（次項及び附則第２項において「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）
第８条　委員会の庶務は、生涯学習部図書館において処理する。
（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
附　則
（施行期日）
１　この告示は、令和７年１２月１日から施行する。
（告示施行後最初に行われる委員会の招集）
２　この告示の施行後最初に行われる会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、行田市教育委員会教育長が招集する。
（失効）
３　この告示は、第４条第１項に規定する任期の満了をもってその効力を失う。

５　行田市子ども読書活動推進計画（第４次）策定委員名簿

所属等		氏名
健康福祉部	福祉課主幹	岡野　猛
健康福祉部	子ども未来課主幹	○　馬橋　央承 （令和８年３月31日まで）
		○　綿貫　友和 （令和８年４月１日から）
学校教育部	教育指導課指導主事兼主幹	◎　萩原　淳司 （令和８年３月31日まで）
		◎　福田　彬道 （令和８年４月１日から）
生涯学習部	生涯学習課主幹	立原　孝之
生涯学習部	次長兼図書館長	松田　正
行田市教育研究会	図書館教育部会 部長（西中学校）	田沼　智也
行田市教育研究会	図書館教育部会 副部長（泉小学校）	堂下　智里
公募の市民		森田　あつ子

◎委員長　　○副委員長

６　行田市子ども読書活動推進計画（第４次）策定経緯

開　催　年　月　日	議　　事　　内　　容
第１回 行田市子ども読書活動推進計画(第４次) 策定委員会 令和８年１月29日（木） 午後１時30分～2時 中央公民館第３学習室	１　正副委員長の選出 ２　行田市立図書館の概要及び事業報告について ３　「行田市子ども読書活動推進計画（第４次)」策定スケジュールについて ４　「行田市子ども読書活動推進計画（第３次)」の検証に伴うアンケートについて
第２回 行田市子ども読書活動推進計画(第４次) 策定委員会 令和８年３月17日（火） 午後１時30分～2時30分 中央公民館第１学習室	１　アンケート集計結果について ２　「子ども読書活動推進計画（第４次)」骨子案について
第３回 行田市子ども読書活動推進計画(第４次) 策定委員会 令和８年６月30日（火） 午後１時30分～２時３０分 中央公民館第２学習室	１　正副委員長の選出 ２　行田市子ども読書活動推進計画（第４次）の素案について
図書館協議会 令和８年７月２４日（金） 午後２時～2時50分 図書館ミーティングルーム	１　行田市子ども読書活動推進計画（第４次）の素案について
第４回 行田市子ども読書活動推進計画(第４次) 策定委員会 令和８年8月20日（木） 午後１時30分～２時３０分 中央公民館第１学習室	１　行田市子ども読書活動推進計画（第４次）（案）について
令和８年11月10日～12月10日 市民意見募集（パブリックコメント）	
第５回 行田市子ども読書活動推進計画(第４次) 策定委員会 令和８年１２月１６日（水） 午後３時～ 中央公民館第１学習室	１　行田市子ども読書活動推進計画（第４次）（案）について

行田市子ども読書活動推進計画（第４次）

『読書でキラリ・明るく元気な子どもたち』

令和９年３月

発　行　行田市教育委員会
編　集　行田市教育委員会生涯学習部図書館
〒361―0032　埼玉県行田市佐間３丁目24番７号
ＴＥＬ：０４８（５５６）４２２７
ＦＡＸ：０４８（５５５）３７７０
ホームページ：　https://www.lib-gyoda-saitama.jp